

(1) 昨年の期末試験の問題

- 1 EはDに対して、不法行為に基づく損害賠償請求(民法709条)をすることが考えられる。
2 上記請求が認められるためには、①故意または過失、②権利・法律上保護される利益の侵害、③損害の発生、④加害行為と損害の因果関係、が必要である。

(1) 本件においてDに故意は認められないので、過失について検討する。過失とは、結果発生の予見可能性がありながら、結果発生の回避に必要な措置を講じなかったことである。

本件において、駐車場および庭園の建設計画が変更されているが、建設計画が変更したことをDは建設工事が開始される前に知っている。そうであるならば、計画の変更による日照・風通への影響についても、Dは予見できたと考えられる。すなわち、予見可能性は認められる。しかし、Dは、計画変更が及ぼすであろう結果について、何ら措置を講じていない。

したがって、Dには過失が認められる。(①) *この点で、Dは過失を認められる。また、Dは過失を認められる。*

(2) 日照・風通を遮られることが権利・法律上保護される利益の侵害に当たるかが問題となる。

Dの乙建設は、適法なものであり、マンションの建設によって日照・風通を妨げた場合、それだけでだちに不法行為が成立するものではない。しかし、当該行為によって発生する害悪が、社会通念上の受忍が期待される限度を超えたとき、当該行為は違法性を帯び、不法行為の責任を生じしめるものと言わなければならない。

本件では、丙の南側に乙が建設されたことで、朝夕のごく僅かな時間を除いて、年間を通してほぼ一日中、どの部屋にも日光が射さなくなった。また、風通も悪化している。

日照と風通は、健康な生活を営んでいく上で極めて重要なものであり、必要不可欠である。それが、マンションの建設によりほぼ一日中阻害されているとなれば、社会通念上の受忍限度を超えていると言わざるを得ない。

したがって、権利・法律上保護されている利益の侵害が認められる。(②)

(3) 損害とは、不法行為がなければ被害者が置かれているであろう財産状態と、不法行為があったために被害者が置かれている財産状態との差額である。

本件において乙の建設により、電気代が2割高くなった。このことは、損害の定義に照らし、損害に当たる。

したがって、損害が発生していると言える。(③)

(4) 因果関係は、相当因果関係の有無で判断する。相当因果関係は、条件関係と相当性で判断する。

まず、乙の建設がなければ日照・風通に支障が生じることにはなかったと言えるため、条件関係は認められる。そして、Dの地上15階建てのマンションの建設により、周囲の日照・風通に支障が出ることは通常予見できる事態であり、そのことに対する責任を建設会社に負担させることは妥当性であるということができ、相当性も認められる。

したがって、加害行為と損害との間に因果関係が認められる。(④)

3 以上より、EのDに対する不法行為に基づく損害賠償請求(民法709条)は認められる。

以上

(2) Law Practice民法II 55番共同不法行為：過失相殺の問題

第1 XはY₁に対して、後遺症による損害の賠償請求をすることができるか。

1 本件においては、Y₁による追突の交通事故と、Bによる医療事故とが競合し、結果としてXに重い後遺症が残った。この点、Y₁の行為とBの行為が共同不法行為(民法719条1項)にあたることが問題となる。

2 民法719条1項の共同不法行為は、複数の行為者が関与する共同不法行為について、各加害者が損害全部について連帯責任を負う旨を規定することにより、被害者の救済を図るものである。共同不法行為が成立するためには、①各人の行為が独立して不法行為の要件を満たすこと、②各行為者間に「共同」関係があることが必要である。

(ア) Y₁およびBの行為がそれぞれ不法行為(民法709条)の要件を満たしているかと検討する。不法行為が成立するためには、(a)故意または過失、(b)権利・法律上保護されている利益の侵害、(c)損害の発生、(d)加害行為と損害との間の因果関係が必要である。

Y₁は、前方不注意のまま時速60キロメートルで走行しており、Xに追突した。よって、Y₁には過失が認められる(a)。Xは交通事故によって頭部をハンドルに強打しているため、身体への侵害が認められる(b)。事故の後にXは自ら車を走らせ、A救急病院に行っているため、治療費の損害が認められる(c)。そして、Y₁の追突により、Xは頭部をハンドルに強打し、病院へ行っているため、加害行為と損害との間に因果関係も認められる(d)。

よって、Y₁には709条における不法行為が成立する。

BはXが軽い鞭打ち症だと考え、CT検査等をせずに経過観察を指示してXを帰宅させているため、過失があったといえる(a)。Xは帰宅直後、急性硬膜外血腫により、容態が悪化したため、身体への侵害が認められる(b)。その結果、Xには重い後遺症が残っており、精神的苦痛があったと考えられるため、慰謝料が損害として認められる(c)。そして、BはXがA救急病院まで来た際に、CT検査を行っていただければ、急性硬膜外血腫を見つけることができ、Xに重い後遺症が残らなかったと高度の蓋然性を持っているため、Bの行為とXの重い後遺症との間に因果関係が認められる(d)。

よって、Bには709条における不法行為が成立する。

したがって、Y₁およびBの各人の行為が不法行為の要件を満たしているといえる。(①)

(イ) Y₁およびBの各行為者間に「共同」の関係があるかどうかを検討する。

719条の共同不法行為における共同とは、社会的に見て数人の加害行為が一体と見られる関係であることで足りる。719条の趣旨である被害者の救済という見地から見ても、客観的関連共同性があれば足りると解するのが相当である。

本件において、交通事故により、Xは頭部をハンドルに強打してはいるものの、自ら車を走らせA救急病院まで行き、そこで適切な検査と治療を受けていれば、高度の蓋然性を持って重い後遺症を避けることができたといえることができるから、本件交通事故と本件医療事故とのいずれもがAの死亡という不可分の一個の結果を招来し、客観的に共同してXの重い後遺症という結果を生み出しているといえることができる。

よって、Y₁の行為とBの行為には、「共同」の関係が成立する。(②)

3 以上より、Y₁とXの各人の行為が独立して不法行為の要件を満たし、各行為者間に共同の関係が認められるため、719条の共同不法行為が成立する。

したがって、XはY₁に対して、後遺症による損害の賠償をすることができる。

以上

(2)

1 Xは、Y₁およびY₂に対してそれぞれいくら賠償を請求できるか。

複数の加害者の過失および被害者の過失が競合する交通事故の場面で、その交通事故の原因となったすべての過失の割合を認定することができるときは、絶対的過失割合に基づく被害者の過失による過失相殺をした損害賠償額について加害者らは連帯して共同不法行為に基づく賠償責任を負う。

請求者であるXに1割(100万)の過失があるので、1200万から100万を引いた、1100万円をY₁およびY₂に連帯して請求することができる。

以上

(3) 関連問題

(1) 相対的過失相殺説では、Y₁の負担部分は960万、Y₂の負担部分は1050万である。

(2)

1 本件において、Yの709条の不法行為が成立し、XはYに対して不法行為による損害賠償を請求することができるか。

(1) Yの衝突によって、Xは負傷しており、1000万円の損害が発生していることから、権利侵害と損害の発生が認められる。また、CとYの過失の割合が明らかになっていることから、Yの過失も認められる。そして、Yの衝突がなければ、1000万円の損害は発生しなかったといえるため、加害行為と損害の発生との間に因果関係が認められる。

(2) よって、Yには不法行為が成立し、XはYに対して不法行為による損害賠償を請求することができる。

(3) また、本件においてCとYの不法行為を共同不法行為(719条1項)として責任を負わせることができるか。

この点、共同不法行為の趣旨は複数の行為者が関与する共同不法行為について、各加害者が損害全部について連帯責任を負う旨を規定することにより、被害者の救済を図るというものである。

CはXの夫であり、生活を一体としていと考えられるため、CとYに共同不法行為として連帯責任を負わせることは、被害者の救済を図るという趣旨に反するものであると考えられる。

そのため、XはYについてのみ709条に基づく損害賠償を請求する。

2 もっとも、CとYの過失割合が明らかになっていることから、Cの過失を「被害者側の過失」として過失相殺し、Yの賠償額を減額することはできるか。(民法722条2項)

(1) 過失相殺は、被害者に発生した損害を被害者と加害者との間で公平に分配するため、加害者に故意・過失ありとされたことにより加害者の負担となった不利益の一部について、「加害者の過失」を理由に再び被害者に転嫁する制度である。この点、Cの過失を「被害者側の過失」と認めてよいかが問題となる。

(2) 被害者本人の過失でなくても、被害者と身分上、生活関係上一体とみられるものの過失を斟酌することは、損害の公平な分担という722条2項の趣旨に合致する。

(3) 本件についてみるに、CはXの夫であり、Xと身分上、生活関係上一体であるといえる。

(4) したがって、Cの過失は「被害者側の過失」として相殺することができる。

3 以上より、Xは不法行為(709条)に基づいて、Yに損害賠償を請求することができ、その際には夫であるCの過失を「被害者側の過失」として、過失相殺することができる。

以上

H30民法基礎2 期末試験 第2問

第1. Eは何の契約関係にないDにより日照・通風に障害が生じているため、不法行為（民法（以下、略。）709条）を理由として、損害賠償請求が認められるか。

1. 不法行為が成立するためには、①権利又は法律上保護される利益の損害、②故意又は過失、③行為と損害の因果関係、④損害の発生を必要としている。

①については、権利侵害があるからといってその行為が直ちに不法行為にあたるというのは、個人の行動の自由を不当に制限する恐れがあり、不可避の危険を含む現代企業経営を絶対的に禁止することになってしまう。そこで、権利の行使は、社会的妥当性を欠き、これによって生じた損害が社会生活上一般的に被害者において忍容する相当の程度を超えたことと認められるときは、社会観念上妥当な範囲を逸脱したものであり、権利の濫用にあたることとすべきである。

2. 本件では、Dは、ハウスメーカーであるから、建物の建築に際しての専門的知識を有しており、D所有の15階建てマンション乙とE所有の丙の距離が当初より距離が短くなっていることから、乙の日陰により丙には日光が射さなくなったことは、予見可能性があったといえる。また、平均的なハウスメーカーであれば、そのような結果を回避する注意を行っていたといえる。したがって、結果を回避する必要な行為を怠ったとして、過失がある（②充足）。

また、乙が建設されていなければ、丙の日照・通風に影響はなく、暗いからといって電灯を一日中つけ、冬には暖房を多く使うことがなかったといえ、Eの電気代が高くなることはなかった。また、太陽光発電パネルも利益を得ることができたといえる。したがって、乙がなければ、損害が発生しなかったことから、条件関係が認められる。加えて、416条1項により、電気代が高くなること、通常予見可能であるから、相当性があるといえる。しかし、太陽光発電パネルについては、通常予見できないため、

③④
不足

権利侵害
予見可能性
因果関係

①②③④
権利侵害
予見可能性
因果関係

①②③④
権利侵害
予見可能性
因果関係

特別予見になり、416条2項により、太陽光発電パネルをつけていることは通常考えて、普通の家に設置されているとは考えられないため、Dが予見できなかったといえる。したがって、電気代についてののみ、因果関係が認められる（③充足）。

さらに、電気代が約2割高くなっていることから、損害があったといえる（④充足）。

権利侵害については、日照・通風の侵害は生活に対する侵害であるから、個人の人格に本質的に付随する生命、身体、精神及び生活に関する利益である人格権の侵害と捉えられる。したがって、法律上保護される利益が侵害されたといえる。しかし、Dは会社であるため、Dの現代企業経営を絶対的に禁止することになってしまう。したがって、受忍限度により、権利が侵害されているか判断する。乙の建設は建築法に即して適切に建設されていることから、違法建築物でないため、社会的妥当性を欠くものではない。また、損害については、電気代が2割高くなっただけで、健康上に被害がでて、Eの生命、身体に直接影響を及ぼす大きな損害は起こっていない。さらに、通風に関しては、若干悪くなっただけであることから、損害は重大なものとはいえない。したがって、Eが忍容する相当の程度を超えないため（権利侵害があったとはいえない）（①不充足）。

よって、EのDに対する709条による請求は認められず、妥当でない下見。

ローブラクティス

第1. (1)について、XのY1に対する後遺症の損害賠償請求が認められるか。

1. Xは、Y1の車の追突とBの医療過誤により、急性硬膜外血腫が発生、悪化し、死亡している。この場合、2人の行為により1つの結果を発生させてい、共同不法行為（民法（以下、略。）719条1項前段）が成立するかが問題となる。
2. 共同不法行為が成立するためには、それぞれの行為が709条の要件を満たし、各人の行為に関連共同性が存在している必要がある。

因果関係
共同性

共同性??

3. 本件では、まずY1の行為が709条を満たすか検討する。

(1) Y1の行為はXの身体を侵害しているといえ、権利又は法律上保護される利益を侵害している。また、Y1は前方不注意だったから、追突することは予見可能性であったにもかかわらず、前方確認を行わなかったため、結果回避義務違反がある。したがって、過失が認められる。さらに、Y1の行為がなければ、Xが頭部を強打することなく、急性硬膜外血腫が発生することはなく、後遺症も発生しなかったといえる。416条1項類推適用により、通常予見できる損害であるから、相当性も認められるため、因果関係も肯定できる。後遺症が発生しているため、病院代や逸失利益の損害があったといえる。

予見可能性
因果関係
共同性

(2) Bの行為も、上記のように権利侵害と損害が発生しているといえる。また、過失については、CT検査等が必要であったにもかかわらず、おこなっていないため、診療当時のいわゆる臨床医学の突進における医療水準での注意義務を怠ったといえる。さらに、因果関係については、CT検査等が行われていれば、急性硬膜外血腫が発見でき、Xの後遺症発生を防ぐことができたといえるので高度の蓋然性が認められる。

(3) 加えて、上記のようにY1による交通事故がなければ、急性硬膜外血腫が発生することなく、Bが適切に検査していれば、Xの後遺症が生じなかったといえるため、どちらも、Xの死亡という不可分一個の結果を招来し、結果について相当因果関係を有する関係にあるため、共同不法行為にあたるといえる。

4. したがって、Y1は損害の全額について、連帯して責任を負う。つまり、それぞれが独立する複数の行為が順次共同した場合でも、共同不法行為と別異に解する理由はなく、被害者保護の観点から、結果発生との寄与度をもって、損害を案分し、責任の額を限定することは許されない。しかし、そもそもXが道路上に車を停止したこと、停車中にシートベルトを装着していなかったことにXの注意義務違反である過失が認められ、過失相殺される可能性がある（722条2項）。

5. よって、XはY1に719条1項により、損害賠償を請求することができる。

第2. (2)について、XはYらにいくらの損害賠償を請求できるか。

1. Xの損害はY1、Y2のそれぞれの行為が重なり合って、生じているため、共同不法行為（民法（以下、略。）719条1項前段）が成立するかが問題となる。
2. 共同不法行為が成立するには、①権利又は法律上保護される利益が侵害されていること、②それぞれの行為者の故意又は過失、③それぞれの行為の間に関連共同性があるか、④損害の発生、⑤共同行為と発生した結果との因果関係、を必要とする。

③については、客観的にみて関連し合っていれば足りる。具体的には、場所的・時間的に近接していることが必要である。

3. 本件では、Xの車に追突しているため、財産権が侵害されたといえる（①充足）。

そして、Y1は、後方確認を行わず車線変更をすれば追突されることは予見可能であったにもかかわらず、Y2車に追突される危険を回避する後方確認を行わなかったため、結果回避義務違反がある。したがって、過失が認められる。また、Y2についても、時速90キロで走行すれば、車が車線変更を行った際、追突してしまうことが予見可能であったにもかかわらず、制限速度を守り、走行しなかったため、結果回避義務違反がある。したがって、過失が認められる（②充足）。

Y1車が第2車線に進路変更し、そこにY2車が追突し、その衝撃でY1車が第1車線に押し戻されX車に追突したことは、同時刻同じ道路上で発生しているため、場所的・時間的に近接しているといえ、関連共同性があるといえる（③充足）。

Xは1200万の損害が発生している（④充足）。

Y1車が第2車線に進路変更し、そこにY2車が追突しなければ、Y1車が第1車線に押し戻されX車に追突することはなかったといえる。加えて、416条1項類推適用により、通常予見することができ損害は因果関係が認められる。本件では、車に追突して、損害が発生することは通常予見できる。したがって、因果関係が認められる（⑤充足）。

4. よって、Y1とY2の行為に、共同不法行為が成立し、Y1とY2はXに対して、全部連帯責任を負う。

5. もっとも、Xは駐車禁止の道路に駐車したため、過失がある。したがって、

722条2項により、過失相殺が認められる。Xの損害額は1200万円、X、Y1、Y2の過失割合は1対4対7である。そのため、Xの負担額は100万円、Y1は400万円、Y2は700万円である。しかし、XはY1、Y2にそれぞれの負担額のみを請求できるとすると、どちらかが賠償できない場合、被害者保護ができなく、損害も填補できないため、不法行為制度の趣旨に反する。

6. よって、XはY1、Y2に対しても、1100万円を請求できる。

関連問題

第1. (1)について、Yらの負担額はそれぞれいくらになるか。

1. 相対的過失相殺説では、Xが150万円を負担し、Y1Y2は960万円を連帯債務を負担する立場からは、それぞれの過失割合を求めた上で、被害者については、最小限度の負担を負い、加害者らは重なり合う賠償額の範囲で賠償額を負担し、超過分については、個別で負担する。
2. 本件では、XとY1との関係では、1:4の過失割合であるから、Xは240万円、Yは960万円を負担する。XとY2との関係では、1:7の過失割合であるから、Xは150万円、Y2は1050万円を負担する。そこで、Xは最小限度である150万円を負担し、Y1Y2は双方の賠償額が重なり合う960万円について連帯して賠償額を負担する。加えて、Y2は960万円と超過分の190万円も負担する。
3. よって、Y1は960万円、Y2は1050万円を負担する。

第2. (2)について、XはYに不法行為(民法(以下、略)709条)による損害賠償請求権が認められるか。

1. 709条の成立には、①権利及び法律上保護される利益の損害、②故意・過失、③行為と損害の因果関係、④損害の発生を必要としている。
2. 本件では、Xの法律上保護に値する身体が侵害され、Yの過失が認められる。また、Yの運転する車がXの乗っていた車に衝突しなければ、Xの負傷は発生しなかったであろうし、416条1項により通常予見できる損害といえる。さらに、1000万円という損害が発生している。したがって、709条が成立する。
3. 他方、過失相殺について、被害者本人と身分上、生活関係上、一体をなすとみられるような関係にある者の過失については、被害側の過失とし、考慮

することができる(722条2項)。確かに、GとYは共同不法行為(719条前段)の関係にあり、Yは全部責任を負う。しかし、経済的にも一体をなす者の間で損害賠償請求がなされることは考えにくいこと、過失相殺は損害を公平に分担させることを目的としていることを考えると、加害者側の過失として、考慮すべきである。よって、XはGと夫婦関係であることから、身分上生活上一体となしていることから、Gの過失をXの過失として考慮することはできる。

4. よって、XはYに対して709条により、損害賠償請求ができる。

(平成30年度春夏期末試験問題 設問2)

1. EはDに対して709条に基づく損害賠償を請求することができるか。

Dは自己の所有地にマンションを建設しただけであり、これについて不法行為責任を追求できるのか。また、実際にDの権利が侵害されていると言えるのが問題となる。

1. 709条の不法行為責任の趣旨は、被害者保護と損害の分担である。709条は、①加害者の故意・過失②権利侵害③損害の発生④加害者の行為と⑤に因果関係があることの4つを満たすと成立する。以下要件を検討する。

(1) 本件ではDに故意は認められないため、過失を検討する。過失とは、結果発生について予見可能性があるにもかかわらず、その結果回避義務を怠ったことである。本件では、E側の当初の説明と違って、乙を北寄りに建設した。これにより、乙の北側に広がる住宅街に日が差さなくなるという結果が発生することをEは予見できたと考えられる。にもかかわらず、その結果回避義務を怠り、乙を建設したため、過失が認められる。(①)

(2) 次に権利が侵害されたかを検討する。権利とは、ここでは、Dは乙の建設まで享受していた日照権や通風の権利である。もちろん、法律上保護される利益として、日照権通風権も認められる。

ア. そして、当該行為によって発生する害悪が社会通念上の受忍が期待される限度を超えたときに違法性を帯びるものと解するのが相当である。違法性は、土地利用の先後関係、被害者側の特殊事情、地域性、被侵害利益の性質および程度などの事情を総合的に考慮する。

(イ) 本件では、丙は乙より27年も前に建設された住宅である。乙が建設された後、丙は乙の日陰となり、朝夕のごく僅かな時間を除けば、年間を通じてほぼ一日中、どの部屋にも日光が射さなかったとなれば、社会通念上の受忍限度を超えたといわざるを得ない。

(ウ) よって、権利侵害があったといえる。(②)

(3) 損害とは、不法行為がなければ被害者が置かれているであろう財産状態と、不法行為があったために被害者が置かれている財産状態との差額である。(差額説)

本件では、冬の暖房費が多くなり、太陽光発電パネルも昨日しなくなった。これにより、年間の電気代が約2割高くなった。このことは、損害の定義にあたるといえる。

(③) 環境はよくなった??

(4) 因果関係は、条件関係を前提として、相当性を満たす必要がある。乙を建設しなければ、日照権や通風権が侵害されることはなかったので、条件関係があると言える。

相当性は、社会通念上、通常想定できる範囲を限定して加害者に責任を負わせるものである。日照権と通風権が侵害されたことにより、金銭として認定できる損害以外にも、丙建物の湿度が高くなり、カビが生えやすくなる、庭の草花の育成が悪くなるなどの損害が発生している。丙自体の居住環境が総合的に以前より、悪くなってしまったといえるので、これらの損害をEに追わせることは相当であるといえる。よって因果関係は肯定される。(④)

2. 以上より、709条の要件をすべて満たす。

EはDに対して709条に基づく損害賠償を請求するこ

(Law Practice 55 共同不法行為：過失相殺)

1. XはY1に対して後遺症による損害賠償を請求することができるか。

1. XはY1に対して、Y2との競合的共同不法行為に基づく損害賠償を請求することができるか(719条)

1. 共同不法行為(719条)の趣旨は、複数の行為者が関与する共同不法行為について各被害者が損害全部について連帯責任を負うことにより、被害者の救済を図ることである。そして、719条が成立するための要件は、①各人の行為が独立して709条の不法行為の要件を満たすこと②各行為者間に「共同」関係があることである。

(1) ①について、Y1の行為は、前方不注意のため、急ブレーキが間に合わず、X者に自分の車をぶつけたことである。そのため、過失によって、交通事故を引き起こしたといえる。そして、Xに急性硬膜外血腫を引き起こす原因の怪我を発生させており、Xの生命・身体という法益に重大な損害を発生させたといえることができる。

そして、Xは病院に通っているため、治療費などの損害が発生している。Yの事故によってXが怪我をし、病院に通うことになったため、因果関係があるといえる。よって709条の不法行為責任をY1に対して、請求できる。

次に、「共同」関係があるかについて。「共同」とは、社会的に見て数人の加害行為が一体と見られる関係にあることで足りるとする。(客観的関連共同説)

本件交通事故と本件医療事故は、加害者及び侵害行為を異にする不法行為であるが、Xの急性硬膜外血腫を発生させ、それを放置して拡大させ重い後遺症が残る結果となったという事実について、それぞれY1とY2を原因として引き起こされたと言える。そのため、共同関係がある。

2. よって719条の共同不法行為が成立し、後遺症という結果発生についての積極的損害および消極的損害の賠償をY1とY2が連帯して債務を負う。

3. しかしながら、被害者自身の過失を認定して、被害者へ負担させることが、不法行為の趣旨である損害の公平な分担と言える(のではない)。そこで、過失相殺が問題となる。各不法行為の加害者と被害者との間で、過失相殺を過失割合に応じて行う。(722条2項)

Xはシートベルトをしていなかったことにより、Y1の事故の損害を拡大させた。また、Y2の問診の時に伝えるべき事情を説明しなかったことが、急性硬膜外血腫を発見できなかった一因であるといえる。これらの事情はXの過失であるといえるため、Y1の負担する損害賠償額からXの過失相殺の割合分減額することができる。

(Law practice 55 共同不法行為：過失相殺(2))

第1. XはYらに不法行為に基づく損害賠償を請求することができるか。

Y1とY2は一つの事故によってXに損害を与えているが、これを共同不法行為(719条)として、責任を負わせることができるか。また、過失割合が認定できる場合、それぞれの賠償額がいくらになるかが論点となる。

1. 共同不法行為は①各人の行為が独立して不法行為の要件を満たし②各行為者間に「共

同」関係があることによって成立する。

(1) Y1は後方確認をせず、車線変更した(過失認定)ため、Y2に衝突しその勢いでX車にぶつかっている。それにより、Xは1200万の損害が発生していることから、①の要件を満たす。Y2は、時速90キロメートルという早さで運転していた(過失認定)ことから、車線変更をしたY1をよけられず、事故を発生させた。よって709条の責任を負う。

(2) 共同関係は、Y1とY2がぶつかったことにより、事故が起こっているため、客観的にみて一体の行為をなすといえるため、当然にこれを満たす。

よって719条の共同不法行為責任を負う。Y1とY2はXの損害の全額について連帯して債務を負う。

2. しかしながら、すべての過失の割合を認定できるときは、その割合に基づいて過失相殺をした賠償額について、加害者らは連帯して共同不法行為に基づく賠償責任を負う。

(722条2項)

本件では、 $X \cdot Y1 \cdot Y2$ の過失割合は1対4対7である。1200万を過失割合に応じて分担すると、 $X \cdot Y1 \cdot Y2$ は100万・400万・700万となる。そのため、1200万からXの過失割合分の100万を減額した、1100万の賠償額がY1、Y2の連帯債務となる。Xは1100万の範囲でY1、Y2に対して請求権を持ち、Y1、Y2は自己の負担割合を超えた分、加害者間で求償することができる。

(Law practice 55 共同不法行為：過失相殺—関連問題)

1. Yらは960万円を限度に連帯債務を負担し、Xは150万円を負担するという説がある。この立場に立った場合、Yらの負担部分はそれぞれいくらになるか。

Y: 960万、X: 150万

Y1とY2は960万を連帯して債務を負う。そして、960万と150万を合わせた額は、1110万であり1200万には90万満たない。この差額は、相対的過失相殺から、Y2が負担する。よって、Y1とY2の連帯債務が960万、Y2の負担額が90万となる。

$$Y_1 = 960 \text{ 万} \quad Y_2 = 1050 \text{ 万}$$

2. Xが失Cの運転する自家用車に運転中、Y運転の自家用車と交差点で衝突し、Xが負傷した。(X損害1000万、CとYの過失割合は2対8) XはYにどのような賠償を請求できるか。

被害者側の過失に該当する者は、被害者本人と身分上、生活関係上、一体をなすとみられるような関係にある者である。被害者側の過失の理論は、被害者側とされる第3者からの回収不能リスクを被害者に負担させることにより、損害の公平な分担を図るものである。

本件では、CはXの夫であり、婚姻関係が破綻しているなどの特殊な状況がない限りCの過失は被害者側の過失として相殺することができる。

よって、1000万のうち、200万は過失相殺され、残りの800万を賠償請求することができる。

(H30 民法基礎2 期末試験)

第1 ハウスメーカーDがマンションを建築したことにより、Eの住居である丙の環境が害され、生活上の不利益を被ったとして、Dの本件行為を不法行為として損害賠償請求することが考えられる(民709条、710条)。

1 まず、Eの住居丙の日照等が悪くなり、環境が劣悪になったことにつき、法律上保護される利益の侵害があるといえるか。

(1) ア そもそも、生活する環境に対する利益は法律上保護されるものにあたるかが問題となる。

イ この点、住居における日照、風通しなどは、健康な生活をするうえで必要な利益であり、そのような生活を送ることは法律上の要請であるといえる(憲法13条、25条)。

よって、生活する環境に対する利益は法律上保護される利益に当たる。

(2) ア もっとも、生活する環境が害する行為すべてに利益の侵害があるとするのではなく、不当に広範囲にわたり、正当な権利の行使であっても、不法行為上の利益を侵害することになる。そこで、どの程度、環境が害されれば、利益の侵害に当たるかが問題となる。

イ すべての権利の行使は、その態様ないし結果において、社会観念上妥当と認められる範囲内でのみこれをなすことを要する。加害者の行為が社会的妥当性を欠き、これによって生じた損害が、社会生活上一般的に被害者が忍容を相当とする程度を越えたとき認められるときは、その権利の行使は、社会観念上妥当な範囲を逸脱したものといえ、不法行為上の権利の侵害に当たる。

ウ 本件で見るに、たしかに、太陽パネルが使用できなくなったことや庭で栽培していた草花が育成しにくくなったことは生活上必ずしも必要な利益とは言えず、Eの受忍すべき範囲内であるようにも思われる。

しかし、丙は朝夕のごく僅かな時間を除けば、年間を通じてほぼ1日中、どの部屋にも日光がささなくなったのであり、日照という生活において重大な利益を著しく侵害されているといえる。また、風通しが悪くなったことも相まって、室内にカビが育成しやすくなったのであり、衛生上にも悪影響がでており、Eが健康に住居で過ごす利益を侵害されたといえる。そして、冬の暖房費が2割増しになる、洗濯物が乾きにくくなるなど、生活上必ず行うであろうことにも支障が出ており、Eは毎日の快適な生活を送る利益を害されている。これらを合わせて考えると、Eが被る不利益は受忍を相当とする程度を超えていると考えられる。

よって、Eの法律上保護される利益が侵害されているといえる。

2 また、電気代が前年に比べ年間2割高くなっていること、3年前に150万円で購入した太陽光発電パネルがほとんど機能しなくなったことから財産上の損害があるといえる。

そして、住居の環境が侵害され、快適な生活を送ることができなくなったことによる精神的な損害もあるといえる。

3 つぎに、Dはハウスメーカーであり、専門の業種であったのであり、当初の計画が日照・風通しへの影響を考慮したものであることを考えると、その計画を変更すれば、付近の住居の日照・風通しを侵害することは十分予見可能であった。にもかかわらず、Dは計画変更があることを付近の住民に告知しただけで、マンションの建築についてはなんら回避措置をとっておらず、結果回避義務に違反している。

7 (1) では、本件Xの重い後遺症は医者Bの診察が適切でなかったという行為とY1の行為が共同して生じたものであり、Y1とBの2人の行為から損害が生じたとして共同不法行為が成立し、損害賠償を請求できないか(719条)。

(2) この点、共同不法行為が成立するためには、Y1とBの行為に共同関連性が必要である。関連共同性があるというためには、主観的に通謀している必要は必ずしもなく、客観的に2つの行為に関連性があればよい。具体的に客観的な関連性とは、①時間的・場所的接近性があり、さらに②集積・集合の利益が存在することを前提に拡大された注意義務が認められるかで判断する。

(3) 本件についてみると、本件Y1とBの行為は事故現場と病院であり、Xは事故後、車でそのまま病院に向かったものであるから場所的・時間的に近接している(①充足)。また、Y1の事故による傷害の危険とBの診察が適切でなかったことの危険が集積したことにより重い後遺症が生じたのであり、2人は共同して防止する義務があったといえる(②充足)。

よって、共同不法行為が成立する。Xの過失部分を除いた全額につき、Bと連帯して負う債務についても損害賠償請求できる。

8 以上より、XはY1に対して損害賠償請求することができる。

問題(2)

1 XはY1の衝突という行為により、1200万円という財産上の損害が生じている。Y1は交通量の多い道路であるにもかかわらず、後方確認しておらず衝突は過失のある加害行為といえる。よって、不法行為に基づき損害賠償請求できる(民709、710条)。

2 また、Y2の追突行為によってY1が押し戻されたため、Xに衝突し、1200万円の損害が生じたといえる。そして、Y2は制限速度が時速50キロメートルの道路を時速90キロメートルで走行しており過失のある行為といえる。よって、不法行為に基づき損害賠償請求できる(民709、710条)。

3 つぎに、Y1の行為とY2の行為は同時に起こっており、共同不法行為に基づき二人に合せてXは損害賠償請求できないだろうか(民719)。

(1) この点、共同不法行為が成立するためには、Y1とY2の行為に共同関連性が必要である。関連共同性があるというためには、主観的に通謀している必要は必ずしもなく、客観的に2つの行為に関連性があればよい。具体的に客観的な関連性とは、①時間的・場所的接近性があり、さらに②集積・集合の利益が存在することを前提に拡大された注意義務が認められるかで判断する。

(2) 本件についてみると、Y1とY2の行為は同時に同じ場所で起こっているといえ、時間的場所的接近性がある(①充足)。また、Y1の行為とY2の行為が合わさった結果として、Xに衝突し、損害を生じさせたのであり、集積の危険があり、お互いに注意義務を果たし相互にXの権利を侵害しないようにする拡大された注意義務があったといえる(②充足)。

よって、Y1とY2に関連共同性が認められる。

(3) したがって、Xは共同不法行為に基づきY1とY2に連帯して損害賠償請求できる。

4 もっとも、本件ではX、Y1、Y2にそれぞれ過失割合が認定でき、Y1とY2

よって、Dの行為には過失があると認められる。

4 そして、Dの乙建築行為がなければ、丙の環境が侵害され、Eの精神的・財産的損害が生じることもなかったといえる。また、Eが生じた損害は乙建築行為から通常生じる損害の範囲内である。

よって、Dの行為とEの損害に因果関係が認められる。

5 したがって、EのDに対する不法行為に基づく損害賠償請求は妥当である。

(Law practice 民法2)

問題(1)

1 XはY1が自家用車でX車に追突し、Xに急性硬膜外血腫を負わせ、重い後遺症を生んだとして、Y1に不法行為に基づき損害賠償請求できるか(民709、710)。

2 まず、Xは急性硬膜外血腫が生じており、重い後遺症を負ったのだから、身体に侵害があったといえる。そして、Xは病院に運ばれ手術を受けており、財産的損害がある。また、重い後遺症を負ったことにより、精神的にも損害を負ったといえる。

3 また、Y1は交通量の多い道路であるのだから自己のおそれを見越して、前方不注意のまま走行していたのであり、事故の結果を回避する義務を怠ったといえる。

4 つぎにY1の追突行為とXの後遺症に因果関係があるといえるか。たしかに、後遺症の原因である急性硬膜外血腫を負わせたのはY1の追突行為であるが、追突は軽微であり、Bが適切な診察を怠ったため、重い後遺症に発展したとも思えるため因果関係があるといえるかが問題となる。

(1) この点、因果関係があるとされるためには被害者に生じた損害が加害行為の結果であるという関係が認められなければならない。そこで①条件関係があり、②損害が通常生ずべき損害である、そうであれば当事者がこれを予見し、又は予見すべきであった特別の事情によって生じた損害であることが必要である。

(2) 本件についてみると、Y1の追突行為がなければ、Xは重い後遺症を負わず、財産的にも精神的にも損害は発生していなかったのだから、条件関係はある(①充足)。もっとも、Xは事故後、意識が清明であったのだから医師Bから適切な治療を受けることを期待され、想定されるであろうといえる。であるから、事故による怪我等の治療費を超えて、適切な診察・治療を受けなかったことによる重い後遺症の損害までは通常生ずべき損害とはいえない。

もっとも、Y1は交通事故を起こし、Xに後遺症の直接の原因となる急性硬膜外血腫を負わせた。そして、急性硬膜外血腫は治療せず放置すれば重い後遺症にもつながる重大な障害であったのだから、重大な障害である以上、これが後遺症まで発展し、それにより治療費等の損害が発生することも考えられる。よって、Y1は重い後遺症という特別の事情によって生じた損害について予見すべきであったといえる(②充足)。

したがって、Y1の追突行為とXの損害には因果関係がある。

5 よって、XはY1に損害賠償を請求できる。(709)

6 もっとも、Xは終日駐車禁止の片側二車線の交通量の多い道路に停車させるなどしており、過失がある。また、Xは停車可能な場所でないにもかかわらず、シートベルトを外しており、安全への注意を怠っていたといえる。さらに、事故当時意識が清明であったにもかかわらず、Bへの問診の際、シートベルト未装着であった事実を告げず、問診での応答も不適当であった。そこで、Xの過失をY1の損害賠償額に考慮し、過失相殺し減額することができる。(民法722条2項)。

★前提として「何をどう請求したか」

→ 709に基いて(過失)100%

→ 710に基いて(過失)100%に70%の割合で減額。709に基いて(過失)100%に70%の割合で減額。

→ 719に基いて共同不法行為で2人から、

→ 722に基いて過失相殺し減額。

→ 722に基いて過失相殺し減額。

→ 722に基いて過失相殺し減額。

→ 722に基いて過失相殺し減額。

→ 722に基いて過失相殺し減額。

→ 722に基いて過失相殺し減額。

→ 722に基いて過失相殺し減額。

→ 722に基いて過失相殺し減額。

→ 722に基いて過失相殺し減額。

→ 722に基いて過失相殺し減額。

→ 722に基いて過失相殺し減額。

→ 722に基いて過失相殺し減額。

→ 722に基いて過失相殺し減額。

→ 722に基いて過失相殺し減額。

→ 722に基いて過失相殺し減額。

→ 722に基いて過失相殺し減額。

→ 722に基いて過失相殺し減額。

→ 722に基いて過失相殺し減額。

→ 722に基いて過失相殺し減額。

→ 722に基いて過失相殺し減額。

→ 722に基いて過失相殺し減額。

→ 722に基いて過失相殺し減額。

→ 722に基いて過失相殺し減額。

→ 722に基いて過失相殺し減額。

→ 722に基いて過失相殺し減額。

平成30年度春～夏学期末試験問題【設例2】

1

EはDハウスメーカーの乙建設により自己の権利・利益が侵害され損害が発生したとして民法709条による損害賠償請求を行うと考えられる。この請求は妥当か。

2

本問ではDは企業であって責任能力や違法性阻却事由(720条)は問題とならない。709条に基づいて損害賠償請求をする場合、(その条の侵害から)Eは①Eの権利又は利益が侵害されたこと、②Dの故意・過失の存在、③Eに損害が発生したこと、④②と③の因果関係を主張立証できれば良い。

3

(1) まず、そもそもDの乙建設によってEは日照・通風に対する権利・利益を侵害されたといえるか。日照・通風については、判例で法的利益が認められている。

そうであるとしても、本件についてEの権利・利益を侵害したと評価してよいのか。Dが自ら所有する土地に建物をどう立てるかには自由であり権利の行使であり、社会生活をする中で他人の利益を侵害することは避けられないのだから、常に不法行為の責任を認めるのは行動の自由が過剰に制約される恐れがあるので問題となる。

そこで、行為者の行為が社会的妥当性を欠き、これによって生じた損害が社会生活上一般的に被害者において認容することを相当とする程度を越えたとき、その権利の行使は社会観念上妥当な範囲を逸脱したものとして不法行為の責任を負わせるべきと解するのが妥当である。

(2) 本問についてみると、丙は朝夕のごくわずかな時間を除いてはどの部屋にも日光が射さなくなり、それに伴って電気代・暖房費が高くなるという損害が発生している。Eにとって部屋の日照時間が著しく短くなった損害は大きい。

また、本件のような問題と比べて大きな建物を新たに建てる際には周辺住民の理解が特に重要と一般的に解されるところ、計画変更によって日照・通風への影響に変化があったことについて、Dが事前に何も説明しなかった過失も重大である。

他方、通風については若干悪くなった程度であること、太陽光発電パネルがほとんど機能しなくなったことや草木が生育しにくくなったことは損害ではあるものの、生活のうえで重大な損害であるとは言えない。

以上を総合的に考慮すると、行為者Dの権利行使が社会観念上妥当な範囲を逸脱しており、また、損害が社会生活上一般的に被害者において認容することを相当とする程度を越えたと解される。

従ってDのEに対する権利侵害は認められる(①充足)。

4

更にその他の要件については、Dは最初乙建設計画を立てた時点で乙の北側の日照・通風への影響について言及していることから、乙による北側の日照・通風の悪化は十分予見可能だったと解するので、乙の建設位置が北寄りになった際にも北側の日照・通風の悪化は当然予見できたはずなので、この結果を回避するための措置を何ら取らなかったDには過失が認められる(②充足)。

そして、丙の日あたりが著しく短くなったこと、趣味の草花栽培も十分にできなくなったことによる精神的損害、電気代・暖房費が高くなるという財産的損害が発生しており(③充足)、乙の建設がなければ丙の日照・通風が妨害されず、③のような損害も発生しなかったと考えられる(④充足)。

5

よって以上より、Eの請求は妥当ではない。

以上

Law Practice 民法Ⅱ 55

(1)

1 Xは後遺症による損害の賠償をY1に請求しようとしているが認められるか。

後遺症が残った直接の原因はBによる治療の際にCT検査等をしなかったことで急性硬膜外血腫を発生したことにあるので、Y1がBと共同不法行為者と評価できる場合ならば、民法719条1項前段によってXのY1に対する請求は認められる。

このことから民法719条1項前段によって損害賠償請求をする場合、Xは請求原因として①Xの権利侵害、②Y1の故意・過失、③Bの故意・過失、④損害の発生、⑤Y1とBの行為の関連共同性、⑥Y1とBの行為と④の因果関係を主張・立証すればよい。

2 まずXはY1の運転する自動車による追突を受け、頭部をハンドルに打打ち、急性硬膜外血腫を発生してその後重い後遺症が残っている(①充足)。

そしてY1には自動車運転する際には他人の生命・身体を害さぬよう注意すべきだったのに前方不注意の状態でも制限速度を越えた速度で走行していたことから過失があったと考えられ、BについてはXが問診の際にシートベルト未装着に事実を告げなかったとはいえ、Xが痛みを訴えた箇所が頭部に近い首であったこと、その原因が自動車による追突というある程度の衝撃が想定されるものだったことから頭部への影響が全く現れないと言いきれないこと、そして医師という人の生命及び健康を管理すべき専門家には高度の注意義務が課されていることから、CT検査など何らかの処置をすべきだったといえ、過失が認められる(②充足)。

3 ではY1とBの行為に関連共同性は認められるだろうか。この判断については因果関係の相当性判断を被害者に有利に緩和するところから共同不法行為の独自性があるところ、客観的に見て各自の行為が関連し、共同して違法に損害を加えていれば足りると思われる。

本問について、Bによる治療の際にCT検査等をしなかったことで、早期に除去すれば予後が良かったと考えられる急性硬膜外血腫を発生して重い後遺症が残ったこと、そしてそもそもY1がXに追突しなければXは頭部を負傷せず、後遺症が残るという結果も発生しなかったといえるから、Y1とB1の行為のいずれもがXの重い後遺症という1つの結果を招いており、また、この結果との間に相当因果関係も認められる(⑤充足)。

4 よってXは民法719条1項前段によってY1に対し、後遺症による損害賠償請求ができる。

もともとXは自動車の運転者でありY1と同様に車の利用に照して注意を払うべきであったところ、終日駐車禁止の交通量が多い道路にて車を止めれば追突され怪我を食う危険があることは当然に予見すべきであったこと、そしてシートベルトをして追突によるけがを回避するなどの措置をとらなかったことから過失が認められるので、民法722条2項より損害賠償額を定める際に考慮される。

以上

(2)

1 本問では後方確認を怠り、ウィンカーを出すと同時に道路変更したY1運転の自動車に制限速度を大幅に超過したY2運転の自動車も追突し、その衝撃でY1車がX車に衝突して、終日駐車禁止の交通量が多い道路にて停車していたXに損害が発生している。以上から、まずY1、Y2の両者に交通事故という不法行為が同時に発生しているのでY1とY2に共同不法行為(民法719条1項)が成立する。

2 ではXはY1にそれだけいくら賠償請求できるか。これについては民法719条1項前段より不法行為者各自が連帯してその損害を賠償する責任を負う。

もともとXは終日駐車禁止の交通量が多い道路にて停車しており、そのような行為すれば追突される恐れがあることは道路の交通量から考えても十分予見可能だったと考えられるから過失が存在し、また、Xに発生した損害のうち、XとY1・Y2の過失割合は1:4:7であることが明らかになっている。

以上からXは損害額の1200万円のうちの12分の1を過失相殺(民法722条2項)した1100万円をY1・Y2のどちらにも請求できる。

以上

(1)

まず前提として、仮に絶対的過失相殺税をとると小問(2)よりXとY1・Y2の過失割合は1:4:7であるから、この場合の各人の負担額はXが100万円、Y1が400万円、Y2が700万円でありY1・Y2は連帯し賠償責任を負うのでXは両者に1100万円を請求できる。

そして相対的過失相殺税とは各加害者と被害者の関係ごとに過失割合を対比する方法であるところ、これをとるとXはY1に損害額の5分の4である960万円を、Y2には8分の7の1050万円まで請求することができ、このうちY1とY2が連帯責任を負う範囲については、重畳する部分の960万円である。

よってY1の負担額は960万円、Y2の負担額は1050万円となり、Y2は $1050 - 960 = 90$ 万円を単独で負担する。

(2)

1 本件ではXは自家用車に乗っていたところ、Yが運転する自家用車と衝突し、負傷し1000万円の損害を被ったことから、Xについて権利侵害と損害の発生が認められる。

そしてこの衝突事故についてYに過失があることも明らかとなっており、Yの運転する車と衝突しなければXは負傷しなかったと考えられる。

以上からXはYの過失によって権利・利益を侵害されたとして民法709条により損害賠償請求ができると解される。

2 もっとも本件衝突事故についてはXが乗っていた車の運転者であった夫Cにも過失があり、CとYの過失割合は2:8である。このような場合Cの過失をX側の過失として、民法722条2項を適用して賠償額減額の抗弁とし得るか。

(1) 過失相殺とは発生した損害を加害者・被害者間で公平に分担させるとする「公平の理念」に基づく制度であるところ、事案によっては被害者本人の行為ではなくとも被害者側の過失と見た方がこの理念にかなう場合があると考えられる。

しかしどのようなときに被害者側の過失と見るかの基準がないと、裁判所による恣意的な判断を招きかねない。そこでこの基準については、被害者本人の行為ではなくとも被害者側の過失と見るということは被害者を被害者本人でないものと同視できるということと考えて、「被害者本人と身分上、生活関係上、一体をなすと思われるような関係にあるものの過失」であれば被害者側の過失と認めるのが妥当である。

(2) 本件CはXの夫であり、夫婦については752条にあるように互に互助義務を有していることからXとCには一体性があるとみることができるので、夫であるCの過失をX側の過失として、民法722条2項を適用して賠償額減額の抗弁とし得る。

3 よってCとYの過失割合を考慮して、XはYに対して民法709条と722条2項より800万円の損害賠償請求ができる。

以上